

平成 26 年 5 月 20 日

第 9 回

文京区立図書館

サービス向上検討委員会

文京区教育委員会教育推進部真砂中央図書館

文京区立図書館サービス向上検討委員会会議録

第 9 号

平成 26 年 第 9 回

日時：平成 26 年 5 月 20 日（火）午後 6 時 30 分

場所：文京シビックセンター21階 2102 会議室

「出席」

委 員 長	植 松 貞 夫
副 委 員 長	田 中 芳 夫
委 員	原 廣 介
委 員	石 井 涉
委 員	川 口 幸 恵
委 員	伊 藤 裕 子
委 員	黒 田 健 児
委 員	串 田 光
委 員	永 田 利 貴
委 員	有 泉 和 子
委 員	恩 田 健 一
委 員	上 田 勝 紀
委 員	八 木 茂
委 員	竹 越 淳
委 員	石 嶋 大 介
委 員	山 崎 克 己
委 員	北 島 陽 彦
委 員	倉 田 靖 雄

「事務局」

真砂中央図書館	染野谷 勝
真砂中央図書館	白 神 靖 夫
真砂中央図書館	渡 部 セキ子
真砂中央図書館	藤 井 君 子

第9回文京区立図書館サービス向上検討委員会 次第

日時：平成26年5月20日（火）午後6時30分から

会場：文京シビックセンター21階 2102会議室

- 1 委員会開会
- 2 新委員紹介
- 3 「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」（案）についての意見募集実施結果について
- 4 報告書（案）修正内容について
- 5 その他
- 6 閉会

事前送付資料

【資料第27号】平成26年度 文京区立図書館サービス向上検討委員会委員等名簿

席上配布資料

【資料第28号】「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」（案）についての意見募集実施結果（案）

【資料第29号】文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）

1 委員会開会

(18 : 31)

○植松委員長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第9回文京区立図書館サービス向上検討委員会を開催いたします。

2 新委員紹介

○植松委員長 初めに、平成26年度4月1日付の人事異動により3名の区職員委員及び1名の事務局の変更がありましたので、事務局からご紹介いただきます。

○事務局（染野谷） 平成26年4月の区の人事異動によりまして、区職員と事務局の職員の変更がありましたので、ご紹介いたします。まず、藤田副委員長の後任といたしまして、田中教育推進部長が就任されます。久住委員の後任といたしまして、竹越企画課長が就任されます。奥山委員の後任といたしまして、倉田真砂中央図書館長が就任されます。

ここで、田中教育推進部長が副委員長に就任ということで、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○田中副委員長 こんばんは。この間、昨年7月31日を第1回として8回にわたってご議論いただきまして、報告案ということで取りまとめていただきました。本当にありがとうございます。このたび多くの区民の方からご意見を寄せられましたので、本日は、回答についてご確認いただき、最終的な取りまとめをしていただく流れになっていると聞いております。副委員長として最後の会ということになるのかもしれませんが、委員長をお支えして、皆様のご協力によりまして進めてまいればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（染野谷） なお、事務局の増田の後任としてとして、白神サービス事業係長が事務局を務めます。

以上、4月の異動にかかわる区職員の紹介を終わります。

○植松委員長 新たにご就任いただきました委員の方には、1回ではありますが、前任の方に引き続き、当委員会での活躍をお願いいたします。

続いて、事務局より、本日の資料等の確認及び委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（染野谷） 本日の資料は、席上に配付しました次第の下の方に資料の記載がございます。事前送付資料といたしまして、資料第27号、平成26年度文京区立図書館サービス向上検討委員会委員等名簿、席上に配付しました資料第28号、「文京区立図書館サービス向上検討委員

会報告書」(案)についての意見募集実施結果(案)及び資料第29号、文京区立図書館サービス向上検討報告書(案)でございます。不足がある場合には用意がございますので、挙手をお願いいたします。

また、会議の運営の都合上、会議録作成のために、発言の際は、挙手により、所属団体、お名前をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、久保村委員が欠席でございます。鷹田委員は、ご連絡はいただいておりますが、おこなっているようでございます。

○植松委員長 設置要綱第6条によりまして、会議の開催は委員の半数以上の出席となっておりますので、要件を満たしております。この会議は成立いたします。

それでは、議事に入ります。前回までで8回の検討委員会を開催しまして、図書館サービス向上について検討し報告書の原案をまとめてきたところです。この原案につき4月8日から5月7日の期間で意見募集を実施いたしました。今回は、その内容をご紹介します、委員の方のご意見をいただきます。さらに、意見募集の結果と検討を踏まえまして、委員会として報告書の案を再度検討いただき、最終的な決定をすることを予定しています。

3 「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」(案)についての意見募集実施結果について

○植松委員長 それでは議事次第の3「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」(案)についての意見募集実施結果についてです。意見が多数ありましたので、項目を区切って事務局からご説明いただき、委員の方からご意見をいただきます。

○恩田委員 始める前に一言。きょうの5月20日開催に至った経緯について伺いたいことがあります。

当初6月開催予定ということで、5月7日で意見を締め切って、その後、事務局で取りまとめをして、それを一旦委員に見せておいて、6月に開催される会議に臨めるものだと考えておりました。それが、まず「5月20日です」という手紙が4月14日付で来まして、「都合により開催予定が早まってしまう」と書いてあった。5月20日に会議をやって、5月7日に募集を締め切ったものの取りまとめができるのかなと思っていました。案の定5月13日に手紙が来まして、「多数の意見をいただきました。その集約に時間を要し、その資料を事前にお送りすることが困難となっており、検討委員会当日の配付とさせていただきます」ということが書いてあり

ました。報告書（案）に係る意見募集の結果を一部の委員はこの席上まで見ることはできませんでした。このような会議進行になった経緯とか事情を差し支えなければ伺いたいと思います。

○事務局（染野谷） 事務局から説明いたします。

まず、当初6月とご案内していた今回の会議につきまして、スケジュールが1ヶ月早まったことにつきまして、おわび申し上げます。事務局としては、意見募集に対する回答案のまとめに要する時間は一定かかるという認識ではありましたが、事務局側の都合により本日の開催となりました。この検討委員会の報告書を受けまして、区教育委員会で施策等を検討実施していくには、6月の時期になりますと、時間的な余裕がなくなってまいまして、早目に報告書を具体化して検討に入るために、申しわけありませんでしたが、会議を1ヶ月早めまして、報告書の完成を目指したということでございます。

○恩田委員 委員会に入る前に、一部の委員は意見募集の実施結果をこの会議席上でしか見る機会がなかったということを念のため申し上げた上で入っていただきたいと思います。

○植松委員長 そのように議事録に記載することによろしいでしょうか。

○恩田委員 はい。

○植松委員長 では、そのようにさせていただきます。

たくさんのご意見を寄せていただいていることから、区切ってご検討いただきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（渡部） 資料第28号、「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」（案）に係る意見募集の実施結果について、ご説明いたします。

まず、意見募集の実施概要でございます。意見募集期間は平成26年4月8日（火）から5月7日（水）までといたしました。意見の提出方法は電子メールが14名、図書館へ持参していただいた方が2名、郵送の方が1名、ファクスの方が1名でございました。合わせて18名の方からご意見をいただきました。お1人の方でもいろいろなご意見がございますので、ご意見総数は55件となりました。内訳としては、報告書（案）に関するご意見が49件、図書館に関する意見が6件で、計55件でございます。

内訳については、サービス向上検討委員会の報告書（案）の大項目に沿ってまとめてございます。「1. 区立図書館の現状」についてのご意見が3件、「2. 区民生活における図書館の役割」についてのご意見が2件、「3. 区立図書館の体制と中央館・地区館について」のご意見が27件、「4. 区立図書館と学校図書館の連携」についてのご意見が5件、「5. サービス向上の方策に

ついて」のご意見が 11 件、その他のご意見が 1 件でございます。

そのほか、図書館に関する意見というのもございまして、「施設・設備」について 1 件、「選書基準」について 1 件、その他が 4 件となっております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。報告書（案）に関する意見をごらんください。報告書（案）の項目別に記載してございます。左側はご意見の要旨、右側は委員会の考え方としてございます。委員会の考え方は、委員会でいろいろな資料に基づきながら協議をし、報告書にまとめたものであるということ踏まえた考え方としております。

No. 1 のご意見については、席上に配付いたしました資料第 29 号、文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）とあわせてごらんいただければと存じます。

1 「区立図書館の整備計画について」、記述がないのではないのか。『『図書館の現状』における記述を求めます』ということです。『1 区立図書館の現状』について、文京区基本計画（修正）（昭和 60 年 3 月）における、『図書館から距離的に離れている地域については、区有施設の新・改築の際、配本所の設置などその有効活用を図り図書館サービスを一層充実することが望まれる』の考え方にに基づき、区立図書館の整備計画が完了した後に 3 つの図書室が開室するなど、『現在のきめ細かな施設整備が行われました』ということが記載されております。

次に、No. 2 『『貸出実績等は伸び続けています』』とある。『等』には具体的に何が含まれるのか』ということです。資料第 5 号の 31 ページ、利用実績の増加のところの「貸出実績等」の「等」は予約・リクエストが含まれています。

No. 3 『『1（1）③蔵書数・貸出実績』』については、委員会の検討用としてその時点で出せる範囲で作成した資料に基づき協議したものです。「また、1 年半の間に 1 回のみ利用も『日常的』な利用と表現しているが、明らかに不適切である」というご意見を踏まえまして、この文中ではふさわしくないと考え、削除してございます。2 ページ③「蔵書数・貸出実績」の一番下のところ。「日常的」という表現は削除してございます。

次に、No. 4 「インターネットで検索し在庫を確認してからとりよせるという方法は合理的であるが、パソコンを使いられない者にも広く読書を楽しめる環境をつくることも大切な事と思う」ということですが、6 ページに「2（1）①図書館資料」の項目の中で、「図書館は、利用者の要望や社会の要請並びに地域の実情に十分配慮し、豊富で多彩な資料の収集を行い、それら資料と利用者との出会いの場として図書館の機能向上を果たしていく必要があります」という記載がされております。

3 ページ、No.5 「図書のラインナップに今ひとつ不満。新規図書を選ぶ基準が本当の本好きが選んでいるとは思えない事がある」というご意見です。こちらも6 ページ、「2 (1) ①図書館資料」の項目で、「図書館は、利用者の要望や社会の要請並びに地域の実情に十分配慮し、豊富で多彩な資料の収集を行い」としております。「また、『2 (2) ①地域に根ざした貸出サービスや、さまざまな情報サービスの提供』の項目で、『趣味や教養、キャリアアップ、業務能力の向上など、実用書から専門書や官公庁出版物等、広範な資料を提供し、貸出するサービスが求められています』という記載をしております。

○植松委員長 私のほうからちょっと補足をさせていただきますと、資料 28 号の1 ページ目の意見総数 55 件の中を、報告書(案)に関する意見と図書館に関する意見に分けていますが、意見募集の際は、報告書(案)に関する意見とか図書館に関する意見ということではいただいているわけではありません。前回委員会的时候に、寄せられた意見について、極めて技術的な問題であるとか、図書館が対応すべきことについては図書館が対応することにして、それ以外の報告書(案)に関する意見をこの委員会として対応するかどうかを決めると副委員長が回答されています。それに沿って分けていただいている項目を設けています。

本日の資料の2 ページから3 ページの頭までの5 項、これは報告書第1 章の「区立図書館の現状」についてのご意見です。

何かご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

○串田委員 区立図書館には3つの図書室という問題があります。前副委員長はたしか2室と言った記憶があります。湯島図書館はラブホテルの関係で設置をしたということは私も知っていますから、具体的に言うと2室ではないかなと思われるんですが。

○田中副委員長 現実には3つあるということ。

○串田委員 現実には3つですね。でも、そういう環境ということで、事実上2室。

○田中副委員長 意味としては、そういう目的があつて。

○植松委員長 文言として改める部分がありますか。

○串田委員 3つの図書室というところに、具体的な図書室の名前を入れるとか。天神図書室、大塚みどりの図書室と具体的に入れたほうがわかりやすいんじゃないかなと思うんです。

○植松委員長 このご意見に対する委員会の考え方の3つというところに具体名を入れるべしと。

○田中副委員長 1 ページのほうに、おっしゃるように、根津図書コーナーから天神図書室という形で。

○串田委員 図書館と図書室は違うんだよということを知らしめるためには、図書室は3つしかないんですから、具体的に名前を入れたほうがいいかなと思います。

○植松委員長 そのように修正することでよろしいでしょうか。

それでは、6以降についてお願いいたします。

○事務局（渡部） No.6 「『日常的』という言葉が度々出てくるが、検討委員会では、『日常的』をどのように定義しているのか、具体的に示してほしい」というご意見でございます。この「日常的」というのは、まず「はじめに」の真ん中辺に、「“より多くの人に” “日常的に” 利用してもらい “利用者満足度を高める” という視点」、このフレーズのところに「日常的に」と入っております。

8 ページ、3. 「区立図書館の体制と中央館・地区館について」も、このフレーズで「日常的に」というのを使っております。

24 ページ、「サービス向上の方策について」というところでも、「“より多くの区民に” “日常的に” 利用してもらい」というフレーズで使っております。

No.3 で申しました「日常的に」は、先ほどは削除させていただきましたが、こちらは「常日ごろ、ふだん」という意味で使用しています。

No.7 「他区には規模が大きな中央図書館があるが、文京区にはない。作る計画はないのか」ということでございます。8 ページ、3（1）の真ん中あたり、「新たに大きな中央図書館を整備していくよりも、半径1 km以内で、図書館を利用できる状態を維持することが望ましい」と記載しております。

No.8 「学校図書館について、計画的で望ましい蔵書選定と学校図書館整備のためには、専門的支援が必要である。また、蔵書基準達成への迅速かつ計画的な対策と余裕のある蔵書数確保が必要である。区立図書館が学校図書館を後方支援するためにも、小中学校のニーズに応えられる蔵書を十分に揃えてほしい」ということです。「3（3）⑤子ども読書活動の推進」という項目がございます。この中で、子ども読書活動推進計画に基づき、区内の読書環境の整備を図るためにこういうことをしていきますということで記載しております。

4 ページ、No.9 からNo.16 でございます。「区立図書館の体制と中央館・地区館について」の中では、「3（3）⑧図書館電子計算組織」の項目に当たる部分かと思います。No.9 の「インターネットでの利用について、返却期限が近づいてきたら、リマインダーがメールで届く機能」。次が「借りた本の履歴が確認できる機能」。それから、今現在のホームページの使い勝手が悪い。

No.12 は「カーリル等の既存の情報技術の援用、応用を妨げないこと、むしろ促進することにあるものと考えます」という利用のこと。「スマートホンの使えるスペースを確保してほしい」。No.14 とNo.11 は同じような意見かと思えます。一々ログインをし直さなければいけないということです。No.15 の場合はNo.10 と同じで、履歴が残らないのは容量が多いからでしょうという意見でございませう。

No.15 までは「3（3）⑧図書館電子計算組織」の項目で、「システム改修に合わせ、利用者からの意見要望を踏まえ、電子機器に対応するなど、レベルアップが期待されています」としており、今後、具体化する中で、参考とさせていただきたいと思えます。

No.16 につきましては、「電子図書で閲覧可能な図書を見られるスペースを作ってほしい」ということで、スペースをつくってほしいというよりは、電子図書で閲覧したいということもあると考えまして、「3（3）⑧の図書館電子計算組織」の最後の部分、「電子書籍等に対応するためのシステム等について、検討していく必要があります」と記載しております。

No.17 は 11 ページの「3（4）②レファレンスサービスの充実」。「利用者本人の資料リサーチを補助するための環境整備に全力を投入することが望ましい」。つまり、意見は同じですということです。「利用者自ら操作閲覧できる環境を整備する必要があります」と記載しております。

No.18 「各種研修への参加や司書資格を取得するなどし、職員の資質・能力向上が求められています」という記述に対して、そういうことをするよりも、システム改修のほうにお金を投じたほうがいいじゃないかというご意見ですが、記載したということはこの部分が重要であるということです。このように記載してありますという回答にしております。

次に、No.19 「真砂中央図書館を6階建てに改築して、蔵書数は30万冊位を目標にしていきたい」ということ。今の図書館をもっと大きな図書館にしたいというご意見です。こちらにつきましては、12 ページ④「施設・設備」アの「老朽化設備の更新」の一番下のところに、「早急に改修・更新工事を行い」というふうに、「改築」ということは記載していません。「改修・更新工事」という記載をしておりますという回答でございませう。

No.20、施設利用や貸出利用の具体的な利用状況の把握や、盗難防止のために何かシステム導入をしたらいかがですかというご意見でございましたので、13 ページ⑥「ICT化への対応」というところで、ICタグの導入については、長期的な検討課題になっていますとしており、「今後、具体化する中で、参考にさせていただきたい」ということで記載いたしました。

○植松委員長 6から20までで、皆様からご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

○川口委員 No.10とNo.15の借りた本の履歴について、この返事の仕方ですと、システムがレベルアップされれば対応できるような返事に感じてしまいます。たしか履歴については別の理由があって削除しているというお話だったと思いますので、このような回答ですと、そこが伝わらないのではないかなと思います。

○植松委員長 例えばAさんが、この3年間どういう本を借りてきたかを自分で見たいという要求に対応してほしいというご意見ですか。

○事務局（渡部） はい、そうです。

○植松委員長 そもそも過去の貸出記録を残すと事故等により記録流出の恐れがあることから、基本的には貸出の履歴は、返却されたと同時に抹消しなければいけないものとなっていますから、これは消去するということがよろしいのではないかなと思いますし、参考にするという回答の仕方はいけないということは、おっしゃるとおりかだと思います。

基本的なことを伺いたしますが、右側の委員会の考え方の記述の主語は、委員会ですよね。そうすると、今の9の答えで、「としており、今後、具体化する中で、参考にさせていただきます」になっていますが、委員会は今後は存在しないので参考にできないわけです。だから、「しています。今後、具体化の中で図書館には参考にするように指示します」とか、「今後、図書館には具体化の中で慎重に検討してもらうことにします」のような書きぶりにして、主語が必ず委員会にならないと、回答にならないのではと思います。文京区の通例はいかがですか。

○田中副委員長 それは一律ではないです。ご指摘のように、前段の「としており」というところ、かぎ括弧の引用は、「このように記述しております」というのが正しいのだと思います。それで、「今後、具体化する中で参考にしよう求める」。努めますとすると、主語が委員会なものですから。事務局、何かいい案ありますか。

○事務局（渡部） 最初は「求めます」という言い方を考えていました。

○田中副委員長 前段は切らなきゃいけないということですね。

○植松委員長 「求める」とすると、同意していることになってしまいます。10とか11は、委員会としては履歴は残さないことで、結論にしていますがよろしいのではないかなと思います。

○田中副委員長 「と、記載しております」なのですかね。それでまず切るわけですね。これは委員会としても報告書の中に記載しております、これは事実です。後段をどう書くかというところに今ご指摘がある。委員会が答えるのはなかなか難しいような気がしますね。受けた教育委員

会が具体化の中でどうしていくかというのならわかるんですけども。だから、委員長のご指摘もわかるんですが、事務局も悩んだところは、具体化する中で、何か参考にしていくくらいな積極的な姿勢を見せたいという思いがあって、ここに書いていて、2つの立場があるので、文章に違和感を感じるのかなという気がします。

割り切って、委員会の報告書の記述として、この議論の部分ははしょってありますけれども、この間8回にわたってご協議いただいた内容から記述はこういうふうになっていますという趣旨で書くのが正しいのだと思います。それ以上、報告書をまとめて、その後の具体化についてまで委員会としてどうしていくかというのは、委員長のほうで整理していただく必要があるかなと思います。そこまでここに書くとなると、委員会の権限との関係でちょっと違うのかなという感じになります。

○植松委員長 他に、皆様からはいかがでしょう。

○恩田委員 システム改修という言葉が出てきますが、あるのかないのかというのは書いたほうがいいと思います。もし、ないのならば、いたずらに期待を持たせていけないと思うし、もしあるならば、今は仮にリースでシステムを動かしているとしたら、リース期限を明記するとか、具体的に書いたほうがいいんじゃないかと考えます。

○植松委員長 図書館システムのシステム改修というところですが、現行システムは何年から何年というのは、たしか前に伺いましたね。

○事務局（染野谷） 現行のシステムは平成27年12月いっぱいです。契約の問題ですけども、28年の1月からは新たな契約期間ということで、現時点では……。

○田中副委員長 そういうことをご議論いただいたのであれば、それを引用して、それで、こういうふうに記載していますということのほうがいいんですかね。

○恩田委員 そのままリース延長という線もありますね。改修しない。

○事務局（染野谷） 小さな変更でということはある得る。

○植松委員長 でも、そのときに、ホームページは、相当大幅につくり直すと回答されましたよね。

○事務局（染野谷） 現時点では、再リースか、完全に切りかえるかというのは確定的なところはまだ決まっていません。確定というのは庁内の電算関係の組織にはかって最終的に決定するので、今はその準備段階ということです。

○田中副委員長 期限は来るけれども、その後どういう取り扱いにするということは、庁内にお

ける一定の組織に諮って決めていくことになるので、なかなか記述は難しいという意味でよろしいんですか。

○植松委員長 委員会の中で、ホームページが見づらい、載っているデータが古い、なかなか更新されないなどと、委員の意見があって、見やすく、かつデータを簡単に書きかえられるようなホームページないしシステムにしていきたいという回答があって、それならそういう方向がよろしいんじゃないかというのが、委員全員として了解したと理解しています。

○田中副委員長 10 ページの引用は、その議論の末、「レベルアップが期待されています」という文章は総意としてまとまっている。回答の仕方としては、記述を直すかどうかということに最終的になってしまうので、今そのことの確認をされて、こういう記述になっていますというような答えでよろしいのかなと思うんです。このところを逆にここに盛り込むという話になってしまいますと、せっかくここまで作り上げたものがちょっと後戻りするのかなという感じがします。

○植松委員長 例えば、「システム改修に合わせ」というところで、平成 28 年 1 月を予定しているとかというのを記述することは可能なんですか。

○田中副委員長 先ほどちょっと申し上げたように、その辺は、リースの期限はあるんですけども、その後の対応については一律にはなっておりませんのでという説明ですよ。庁内で一定の専門組織に諮った上で判断をしていくということになります。それこそ再リースが可能なのかもしれませんしというところがありますので。

○恩田委員 これは要望が具体的なものに対して回答が大ざっぱな気がします。いたずらに期待を持たせないような慎重な回答が必要だと思います。

○田中副委員長 この間、迷って時間がかかっているところなんですよね。本来であれば、それこそこの記述じゃなくて、この答え用のご議論をいただくみたいなことになるのかもしれないですね。

○植松委員長 恩田委員は、何番に対する答えについてのご提案でしょうか。

○恩田委員 例えば 13 は、スマートホンの使えるスペースということでハードなんです。14 は、ホームページの使い勝手なんです。すごく範囲が広いので、これに 1 つ 1 つつき合うと大変なことになりますが、今後検討しますという一言でいくのもちょっと怖い。やるのかなと。

○田中副委員長 それはおっしゃるとおりですね。

○恩田委員 要望がすごく具体的に来ていますので、そこをどう処理するかというのは慎重に考えたほうがいいと思います。

○田中副委員長 質問が具体的に何々してほしいのに対して、記述がこう書いてあるからというだけでいいのかということでしょうね。期待を持たせるだけで。

○事務局（渡部） そうしますと、報告書（案）に対してのご意見ではなくて、今現在の図書館のシステムのご意見という捉え方をしてもよろしいですか。

○田中副委員長 委員会としてというよりも、真砂で答えるべきなのかなという気がするんですよ。

○植松委員長 この中から、今おっしゃったような部分、例えばスマートホンを使えるスペースというのは施設云々のほうであり、ホームページのことについては、ホームページをレベルアップさせるということは報告書にあり、かつその具体的な内容についての部分の中で、図書館として答えたほうがいいものについては、後からお話する図書館に関する意見のほうにして、そちらで答えるということにしてよろしいでしょうか。

○恩田委員 先ほどの委員長の主語の件も、それで解決できるんじゃないかと思います。

○植松委員長 少なくとも 13、14、16 は別のところに持っていくことでよいですね。

○恩田委員 履歴のことはきちんと整理して。

○永田委員 先ほど川口委員がおっしゃっていたことと私も同じことを感じていました。報告書の 10 ページ⑧の項目です。図書館の電子計算組織の中に個人情報の保護と著作権の保護を追記してはいかがでしょうか。

○植松委員長 最後の行は 2 文字しかありませんが。

○永田委員 ここに、「個人情報と著作権の保護を考慮しながら検討していく必要がある」、そういう文章にすることは可能だと思います。単に検討するんじゃなくて、保護も同時に検討しなきゃならないんだという文章にされてはという案です。

○植松委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

では、あえてご反対という方がいらっしゃいませんので、どの部分にどういう文字を入れるかについては、委員長にご一任いただくということでもよろしいですか。

○田中副委員長 個人情報保護と著作権の扱いについて留意をして。

○永田委員 検討に時間が必要であるという点は明確されてもいいんじゃないかと思います。

○植松委員長 質問の 9 から 16 については、内容を精査して、先ほど申し上げたような整理をするということにさせていただきます。

20 までのところで、何かほかにございますか。

それでは、21 からお願いいたします。

○事務局（渡部） No.21、22、23 につきましては、図書館職員の接遇についての問題があるというご指摘でございます。15 ページ、「3（5）②エ 職員育成」でございます。（5）は「地域に根ざした図書館～地区館のあり方～」です。この中で、「各図書館運営」のエ「職員育成」では、「レファレンス能力やコミュニケーション能力、接遇等の強化などスキルアップを図るためにより職員の研修を充実していくことが必要です」と記載しております。この3つは同じような回答といたしました。

続きまして6 ページ、No.24「地区館の空調設備も古い」というご指摘でございます。更新して充実してほしいということでございます。こちらは、18 ページ、(7)「今後の地区館の施設改修について」というところで、「改修について実施計画の中で順次検討していくこととなります」という記載がございますので、そのように回答しております。

No.25「区民からの蔵書を増やして欲しいとの要望に応えていくべきではないか」。最後のほうは北区のほうも参考にさせていただきたいということです。こちらは、18 から 19 ページ、(8)「生涯にわたる学習支援」の中で、①「すべての世代に対するサービス」の中で、「図書館資料の収集」については、「入門書から調査・研究に必要な高度なレベルの図書まで、幅広く厚みのある資料構築が必要です」という記載をしております。

No.26 からNo.32 までは、乳幼児や子どもたち、ヤングアダルトも含めまして、その世代に関するご意見でございます。19 ページ、②「利用者に対応したサービス」に当てはまると考えて記載しております。

「乳幼児や子どもたちに対するサービスが他区と比べて充実しているとは言い難い。おはなし会を土・日及び午前中の会も実施する事が必要ではないでしょうか」というご意見です。アの部分で、「今後も乳幼児向けの事業を充実する」としてございます。また、子どもたちということもございましたので、イの「児童に対するサービス」でも、「引き続きこれらの行事を開催し充実していくことが重要です」と記載しております。その後、「今後、具体化する中で、参考とさせていただきます」というのは、先ほどのご議論の中でございましたので、こちらは別の表現になるかなと思います。

この方は、「他区と比べて充実しているとは言い難い」ということと、「土・日及び午前中の会も実施する事が必要ではないか」ということですので、「乳幼児については、『はじめのいっぽ』や『おはなしぼんぼこ』等の事業を午前中行っております。幼児・小学生については、平日の外、

土・日も事業を行っておりますのでご利用ください」というご案内もしております。

No.27 は、「予算をかけずにちょっとした視点の変化で、より良いサービスが提供できることについて、記述をお願いしたい」ということですので、同じようなことで記載しております。「3（8）②ア」の項目でございます。

No.28 は、「資料閲覧コーナー及び子どものスペースの充実を」で、環境に配慮してほしいということですので、「3（8）②イ 児童に対するサービス」の項目で、「楽しく明るい雰囲気で居心地の良い空間であること」という記載がございますので、そこに記載しておりますということにしております。

次の「乳幼児や子ども達に対するサービス」は、「育成室等の学童施設と併用した子ども図書館の併設を望みます」というご意見で、「学校等教育施設との連携を実施しております。今後も引き続きこれらの行事を開催して充実していくことが重要です」という図書館の立場を記載したもので、「3（8）②イ 児童に対するサービス」の項目の中から取り出した記載としております。

No.30 は、「本を原作とする映画会、音楽会、お芝居などの子ども向け企画を充実させ」というご意見でございましたので、こちらも、「3（8）②イ 児童に対するサービス」の項目で、行事の充実ということを記載しましたが、ここも「今後、具体化する中で」となっておりますので、考えていかなければいけないところです。

No.31 は、「現在ある図書館は、閲覧や勉強できるスペース、小さな子どもたちがゆっくりできるスペースが少ない。中高生はどこで勉強すればいいのでしょうか」ということです。乳幼児、児童、ヤングアダルトに対するサービスと捉えまして、「3（8）②イ 児童に対するサービス」の項目、「3（8）②ウ YAに対するサービス」の項目で記載しておりますので、このような回答にしました。

No.32 も、「中高生が勉強できるスペースをできるだけ確保し、長時間利用を推奨してほしい」ということです。中高生が勉強できるスペースの確保ということで、「3（8）②ウ YAに対するサービス」の項目で、「この世代専用の空間等の提供についても十分に配慮していく必要があります」と記載しておりますという回答としております。

○植松委員長 ご意見やご質問がございましたら、挙手でお願いいたします。

○植松委員長 32 まではこのままでよろしいですか。

続いて、33 以降についてお願いします。

○事務局（渡部） No.33 につきましては、「この図書館サービス向上検討委員会で『学校との連携』をテーマに議論しているのに、基本構想や教育振興計画のパブリックコメントで寄せられた図書館に関する意見を図書館サービス向上検討委員会の中で全く触れないのですが、なぜか？」ということです。前部長が、会が違うというお話をなさったかと思います。学校との連携ということでは、第6回の委員会において、資料第22号「区立図書館と学校図書館の連携に基づき協議しております」という回答にいたしました。

8ページは、全部21ページの記述の中から記載しております。No.34「学校図書館への団体貸出について、『調べものなどの学習用』も『学級文庫』と同様に届けてもらえることが望まれる」というご意見です。今現在も、学校図書館の団体貸出は、調べもの用も学習用も含めてこちらから届けておりますが、「団体貸出」の項目で、「団体貸出を充実していく必要があります」という記載があるという回答にいたしました。

No.35 は読み聞かせの出張サービスは継続してほしいということですので、積極的に取り組むことが重要であるという記載です。

No.36「学校図書館の環境整備や学習活動の活性化を促進させるためには、学校図書館への専門的支援が不可欠であり、さらに重要性を明確に伝える表現を付け加えてほしい」ということです。23ページの②「支援の効果」に、「委員会から出されたその他の意見」の前のところ、「区立図書館からの学校図書館への人的支援については、全校に拡大することや派遣内容の充実が望まれます」という記載をしております。

No.37 についても、同様なことだと理解しまして、同様の回答ですという書き方をしております。

○植松委員長 ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

○伊藤委員 36の「委員の考え方」で、「全校に拡大する」の拡大する時期を明記することは可能なんですか。いついつまでに拡大すると。

○田中副委員長 23ページは、この間にご議論いただいてまとまった結論が、具体的ではなく、最終的には全校に拡大するように求めていくよというニュアンスだと思うんです。ですので、それ以上に書くとなると、委員会として、報告書のここを変えるかという話になってきます。時期というのは、倉田委員はわかりますか。

○倉田委員 あくまでも「望まれます」というところで委員会としてまとまっています。

○田中副委員長 現状は15校で。

○倉田委員 現状は 15 校でやっておりますが、今後拡大していくというところで検討していかなきゃいけないのかなど。

○田中副委員長 子ども読書の推進計画上は、27 年度までに 15 校となっていたかと思うんですね。この改定をこれからやっていくことになりますので、その先どう落とし込んでいくかというか、全校まで持っていくためのものですね、そこで整理をして初めて動けるのかもしれませんが。前倒しでできることはできますけれども、一応そういう計画に基づいて 15 校になっているというのを参考までに。まだそんなに具体的ではないんですね。

○倉田委員 計画等を今後検討していくという形にはなっておりますけれども、具体的にはまだこれからという形でございます。

○伊藤委員 26 年までは現在の体制けれども、27 年度以降は、指定管理者と管理契約をする際というお話だったかと思うんです。

○田中副委員長 指定管理の中で変えていくという意味合いですね。

○倉田委員 指定管理の中で、こちらの検討委員会でそういう発言等していると思います。これは今後指定管理の契約とかいろんな問題が出てきて、そういうところもまだまだこれから詰めていかなきゃいけない部分がありますので、先ほど言った子ども読書推進計画で 27 年度までに 15 校というのが基礎になりますので、今後検討していかなきゃいけないというところなんです。時期的には現時点では、学校数がどうのこうのというのはまだ未確定という形になってございます。

○植松委員長 37 まではいかがでしょう。

○恩田委員 報告書（案）の 23 ページの真ん中あたりに、「学校図書館の整備とともに」と表記しており、委員会は学校図書館が自前で整備することを否定しておらず、全て区立図書館で整備を請け負うべきという姿勢を示している訳ではありません。人的支援の充実を、全て区立図書館が引き受けると解釈され得る回答は適切ではないと考えます。

○植松委員長 そのように回答を修正することでよろしいですか。

時間の関係もありますので、38 からの「サービス向上の方策について」に進みます。お願いします。

○事務局（渡部） それでは、No.38 でございます。報告書の 24 ページに当たります。向丘一丁目あたりのところでは、小さな図書館でもいいから置いてほしいというようなご意見です。こちらは、取次拠点というものを置くという委員会の考え方として、「5（1）取次拠点」の項目で記載している部分を載せました。

No.39 は、「コンビニに本の返却ボックスを設置してほしい」ということです。この報告書の中では、現状以上のサービスポイントについては、取次拠点である向丘の地活のところですが、ということ載せております。

「5. サービス向上の方策について一区民優先のあり方」につきましても、多くの意見をいただきました。No.40 からNo.47 にわたります。区民優先の考え方について、No.40 の方は、「方向性を定めている印象を与えかねない」という言い方をしていますが、報告書では「方向性のうで具体的な方法が求められる」ということで、方向性を定めているわけです。「5 (2) ④区民優先の考え方」の項目で、『図書館の利用制限については、可能な限り限定的に行う』という方向性を定め」という記載がありますという回答にしております。

次のNo.41 も、「一定の制限を設けなければ、公共性そのものが失われかねない」ということで、報告書のご意見に対しては賛成であると捉えました。「緩やかな利用制限は必要である」ということなので、「5 (2) ④区民優先の考え方」の項目で、『図書館の利用制限については、可能な限り限定的に行う』という方向性を決めました」と記載しております。

No.42 につきましては、区民の定義で、こちらでは在住・在勤・在学という記述がされていますが、在活動、NPO 活動していらっしゃる方たちも入れたほうがいいんじゃないかという具体的な意見です。『区民』の定義としては、在住、在勤、在学する人を含むものとして議論しましたが、今後、具体化の中で、参考にさせていただきます」という記述をしておりますので、文言を検討したいと思います。

No.43 につきましては、予約時点で在庫がない資料（文京区図書館にない資料）に対しては、在住・在勤・在学でどうかという、これも具体的なご意見でございます。これも、『未所蔵資料のリクエストを区民に限る』ことを中心に」というふうに記載しておりますので、同じことですよということを回答しております。

No.44 は、逆に、区民には在勤・在学は含まないんだというご意見です。在住・在勤・在学の考え方については、「可能な限り限定的に行う」という項目のところ、どんなふうに考えていくかとしておりましたので、「具体化の中で、参考にさせていただきます」という言葉を使ってしまうました。

No.45 は、利用方法です。貸出期間を短くしたりとありますが、この方は、ベストセラーとかそういうものが自分のところになかなか回ってこないというご意見だと思われるので、「利用制限については、可能な限り限定的に」という回答にいたしました。

No.46 も、利用者に対する制限ということだと思いますので、こちらも、「区民へのスムーズな資料提供に結び付く」、スムーズに区民の方へ資料が行くことが大切であると記載をして、こちらも「今後、具体化」としてしています。

「待ち日数が長い為、予約枠が現在の 15 冊では足りず、25 冊程度に拡大してほしい」。こちらにつきましても、議論の中では、多くしたからといって早く来るものではないという議論もございましたので、区民優先を考える中で、ご意見として参考にしていくと考え同じ表現にしましたが、考えさせていただきます。

No.48 につきましても、26 ページになります。「ホームページの情報発信について、トップページからの案内が、もう少し具体的にわかりやすいものであれば検索しやすくなるのではないかな。フェイスブック、ツイッターなどの情報発信を頻繁にするより、本来の図書館業務を優先させてほしい」ということ。フェイスブック、ツイッターなどの情報発信を促進してほしいということでは全くないのですが、それでも、図書館ホームページのつくりについては、もっとわかりやすくしてほしいということですので、「5 (3) ③図書館としての今後の方向性」の項目で、「今後、図書館ホームページにおける各図書館の行事や特集展示などについて、見やすさやわかりやすさと即時性の観点から図書館システムの更新に合わせて改善を図ることが求められます」という記載にいたしました。

No.49 は、「その他」です。「来館者、利用者の要望と意見をその結果を報告書に載せてほしい」ということでしたが、この来館者、利用者の要望や意見というのは、第 1 回委員会資料第 7 号で区民要望等について協議しておりましたので、現在行っています意見募集の結果については、「委員会の資料として協議し、必要に応じて反映します」としております。

○植松委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手でお願いいたします。

○恩田委員 実施結果について、資料 28 号の 10 ページ、No.48 の 4 行目以降のフェイスブック、ツイッターなどの要望に対しては、右の文章では答えになっていないと考えます。フェイスブック、ツイッターは、LAN 環境があればできますので、図書館システムの更新に合わせて導入するものではないと思います。

それから、この委員会では、第 7 回に、今後の図書館広報という項目を設けて議論をしまして、報告書(案)の 26 ページ、(3)「図書館広報のあり方」の②に「ソーシャルネットワーキングサービスの活用の現状」ということで、ツイッター、フェイスブックの現状をコメントしていま

して、ここでは図書館としてやるかどうかということははっきり書いてはいないんですが、図書館広報のあり方については議論していますので、これをきっちり答えればいいと思います。

47 につきましては、八木委員から予約点数の拡大は、かえって全体の待ちの数をふやすという見解が出ていますので、これは、「参考にさせていただきます」に、安易にまぜるのではなくて、はっきり答えればいいと思います。

以上です。

○植松委員長 今のご意見につきまして、いかがでしょうか。

反対がございませんようですので、47 については、八木委員からの発言が議事要旨にもそのまま載っておりますので、そういう部分を採用させていただく。48 の後半の SNS のところについては、26 ページの下のところで議論していますということを記述するという修正でよろしいですか。

そのほか、今ご指摘いただいた部分以外のところではいかがですか。

○田中副委員長 49 の「意見募集の結果を報告書に載せてほしい」の答えが、最終的に「必要に応じて反映します」というのはどういうことか、ちょっと意味がわからない。

○事務局（渡部） 「必要に応じて」という言葉がちょっとふさわしくないかなと思いました。本日の委員会で、それを載せてほしいというのは事務局に決められないので、このような表現にしました。事務局の案としては、これは載せたいと思っています。

○田中副委員長 表（おもて）の総括表を載せたいということですか。

○事務局（渡部） はい、そうです。

○植松委員長 そうすると、こういうご意見がありました、これだけの意見が寄せられましたという事実の報告ですよね。それに対してこういうふうに対応しましたというのは要らないんですかね。

○田中副委員長 これは私のほうから言ったほうがよろしいかと思います。一般的にこういうものは、会議の過程で議論をする素材ということですので、これはこれで、きょうの会議の資料としてホームページにも出ますので、これはよろしいのかなと。

最近の教育委員会の事例ですと、教育振興基本計画がございまして、その議論では、パブコメといいますか意見をいただいたものはこういう総括表を最終的に載せております。これから説明するでしょうけど、検討過程はこういうふうに乗せた上で、後ろにどれくらいの意見をお寄せいただいたかということで載せているんだと思います。それを例にすれば、これだけでよろしい

のかなと思います。少なくともこれは載せないといけないかなという意味です。

○植松委員長 ということだそうです。そうすると、最後の質問に対しては。

○田中副委員長 ここは載せますと。

○植松委員長 そういうことですね。

○竹越委員 42 とか 43 に、区民の定義というか、区民について記載している部分があって、それに対して、事務局の用意していただいた委員会の答えとしては、「今後、具体化の中で参考にさせていただきます」というのは。

○田中副委員長 多分説明の仕方かもしれませんが、「今後、具体化の中で、参考にさせていただきます」というのは、委員会の考え方の記述としてはふさわしくないということですね。

○竹越委員 そうですね。先ほどと同じで。私が聞きたいのは、私は図書館の細かなシステムまではあれなんですけれども、事務局としては、借りる数が多くなっちゃうから、今後狭めていこうとか、区民というものの範疇を変えていこうとか、在活動も入れていこうとか、そういう将来展望みたいなものをお持ちなんですか。

○田中副委員長 議論した上の記述なので、それについて意見をお寄せいただいたという流れです。

○竹越委員 じゃ、それは。

それともう1つ。先ほど来、学校図書館との連携という話が出ていましたので、参考にちょっとご紹介させていただきます。文京区の基本構想の実施計画の中でも、図書館の利用者の多様なニーズやライフスタイルに合った、より質の高いサービスを提供するため、学校図書館との連携を進めるほか、地域の情報収集、発信拠点としての機能を果たしていきますというのを、基本構想の実施計画の中に入れてございます。そういった意味で、先ほど、図書館の意見に移すという部分がありましたけれども、参考に、そういうのもありますということで、ご紹介だけさせていただきます。

○植松委員長 ほかに何かございますか。

それでは、次に、区民の方から寄せられた意見の中で、図書館に関する意見として分類いたしました11ページ、12ページについて、ご紹介いただくことにします。

○事務局（渡部） 「図書館に関する意見」でございます。No.1「他の地区館で耐震対策を順次実施してほしい」ということでございます。必要な耐震対策は既に実施済みでございます。

2「文京区立図書館の特徴として視聴覚資料が豊富であることを区民が納得しているかは定か

ではない」、「計画的にバランスのとれた図書購入をしているのかも判断できない」というご意見です。「真砂中央図書館の考え方」としては、「昭和 41 年に小石川図書館がレコードライブラリーを設置して以来、視聴覚資料を所蔵しております。資料数が多いのは文京区の特徴であり、魅力であると考えております。また、文京区立図書館の選定基準に基づき、限られた予算の中で、多くの出版図書の中から、入門書から専門書まで幅広く選書し、区立図書館全体で分担収集を行い、蔵書構成を図っております」という回答をしました。

「その他」のところでは、『はだしのゲン』を撤去するようなことはしてないと思うが」ということです。「文京区立図書館では、資料を収集する際、一般図書、児童図書、視聴覚資料について、選書、選定の基準を策定し、資料を収集しております」、「文京区立図書館で所蔵している資料について、正当な理由がない限り、特定の資料を特別扱いすることは、極力限定して適用する必要があると考えており、ご指摘の資料について、特段の方策を講ずる必要が無いものと判断しております」という回答です。

次の「文京区の人口は増加しているが、区民利用者は減少傾向にあることも注視していただきたい」ということで、こちらは注視してまいります。『貸出実績数』と『利用実績者数』とが混同されないよう、正しく情報が伝わる表現を求める」ということですので、わかりやすい表記に努めてまいりたいと思っております。

No.5 は、「23 区閲覧規制調査」。資料第 10 号で、「23 区閲覧規制調査」というのがございます。「最新の情報を載せて欲しい」ということです。2014 年 2 月 5 日現在での議論でございましたので、これが最新ですという回答でございます。「ホームページの記載については、わかりやすい記載に努めてまいります」。確かに 63 点と読み取れますし、実際全資料合わせて 63 点貸出可能ですが、それが 43 点じゃないかというご意見です。やはりわかりにくいのかなと思いますので、わかりやすい記載に努めてまいりたいと思います。

最後に、12 ページ、「検討委員会のような貴重な場で、文京区の中高生の本の不読について危機感を示す資料の提示は重要であったはずだが、その機会を失ったのは非常に残念である」という感想です。「今後は、子どもたちについては、『世代別』に揃えて統計を出すことを強く望む」。統計数値の記載方法の今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○植松委員長 これらについてご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

ただいままでの議事の3として、文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）につきまして、区民の方から寄せられた55件の意見について、1つ1つ見ていただきました。報告書の記述では、「日常的」という言葉が2つの意味で使われているところ、いわゆる「てにをは」に類する部分については、そのまま修正したというものでございますが、大きな内容について記述を改める部分は、先ほどご指摘いただいた1カ所、10ページの⑧のところについて、もう少し記述を補強しようというところまで進めてまいりました。

4 報告書（案）修正内容について

○植松委員長 委員の皆様にはこの報告書（案）は事前にお送りいただいております。この部分は書き改めるべきというところがありましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（渡部） 最終報告書の修正の内容についてですが、報告書（案）の29ページ、資料第2号をごらんいただきたいと思いますが、「実績等（「教育概要平成25年度版」より）」になっております。第1回の委員会で検討しましたときには、教育概要は24年度版しか出ていませんでした。こちらは25年度版の数字を使っております。

○植松委員長 最新の数字にしたということですか。

○田中副委員長 1段落目の数字が直っているということですか。何か変化は、支障はないですか。

○事務局（渡部） 変化はありました。人口1人当たりの図書数が7位でしたが、これが5位になりました。貸出回数が5位だったのが4位になりました。その記述が変わっております。

○植松委員長 そこは、新しい事実に書き改めたけれども、大幅な変化はないということですね。

○事務局（渡部） そういう認識でお願いしたいと思います。

○植松委員長 委員の皆様から何かご発言ございますでしょうか。

きょういただきましたご意見によりまして、文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書（案）の中で、10ページの部分について記述を加える。さらには資料第28号の「委員会の考え方」の部分で、委員会を主語にして全体を統一ある文面にするという、必要な部分については加筆をする、あるいは4ページのインターネット云々のところでは、図書館の回答のほうに回す部分も含めて、整理し直すなどなどございました。

ご指摘いただきました点につきましては、記録もとられておることから、記述の細部につつま

しては、私と事務局にご一任いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○植松委員長 それでは、最終的な報告案を修正させていただきます。

修正された報告書をもう一度お送りいたしますか。

○事務局（渡部） はい。

○植松委員長 それと同時に、最終的な報告書を文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書といたしまして、原口教育長に提出することといたします。その日にちについてはまだ未定でございます。

ほぼ1年にわたって検討していただきました本報告書の内容が具体的な事業となって実現され、区立図書館の資料やサービスが今まで以上に魅力的なものとなって、区民の皆様の生活を豊かにすることができるように期待いたしております。

5 その他

○植松委員長 そのほかに何かございますか。

○串田委員 12 ページの「その機会を失ったのは非常に残念である。今後は、子どもたちについては『世代別』に揃えて統計を出すことを強く望む」ということで、回答のほうでは「今後の統計数値の記載方法の参考にさせていただきます」と書いてあるんですけども、具体的にはどのような形でしょうか。

○事務局（渡部） 世代別にそろえて統計を出すということを望まれておりますので、世代別に出せるかどうか、また出して、それをどんなふうにつなげていくかということは問題でもあると思いますので、そこら辺よく考えていきたいと思っています。

○事務局（染野谷） 少し補足します。委員会でも、世代別でのデータを参考にしたいということを出したことがあったのですが、小さいお子さんと親との関係で、その方が本当に使っているかどうかというのは、カードの使用の問題で、それが確定的ではないという前提で資料をお出ししたという経過があったと思います。その辺、世代別というふうに単純に出していいかどうか、統計として出しやすいかどうか、その数値がそのまま評価に使えるかどうかという問題も別にあります。そういった議論があったということもご記憶かと思います。そういった面でちょっと参考に補足させていただきました。

○植松委員長 今後、子どもの読書推進活動の基本計画のところでも、子どもたちがどのくらい

本を読んでいるかという調査をなさると伺っております。そのときには、3歳刻みとか、どのくらいのところをとるのが適正かということは、今後区の方がご検討なさると伺っております。

ほかにはいかがでしょうか。

○恩田委員 この委員会に参加させていただいて大変勉強になりました。ちょっとでも実りある議論になるようにということで、にわか仕込みではありますが、いろいろ調べて自分自身も勉強になりました。その中で見つけたもので、平成24年3月に港区教育委員会が発行した港区立図書館基本計画第2次というのがありました。そこには港区在住の図書館利用登録者数というのが出ております。図書館利用登録率、港区住民登録者数に占める図書館利用登録者数の割合が、平成23年4月1日現在で42.6%という数字がございます。

今回の検討委員会報告書の「はじめに」のところで、植松委員長の「貸出サービスを受けるために利用登録をしている区民は全体の4分の1にとどまっています」という記述がございます。より多くの区民の方に活用していただくというのも今後の大きなテーマとして取り組んでもらいたいと思います。

その1つのアイデアとして、港区立図書館基本計画の中で、港区立図書館を利用しない理由というのをアンケートにしています。私も図書館利用者ですので、図書館を利用しない理由というのはなかなか思いつかないところがございます。利用しない方の意見を拾うというのは難しいと思うんですが、なぜ利用しないのかがわかると、どういった面に力を入れていくべきかというのが具体的になるのではないかと思いますので、今後参考にしてはどうかと考えます。

以上です。

○植松委員長 今は昔にくらべアンケート調査をやりづらいというのが実情ですね。

ほかにごございますか。

○川口委員 意見の2のところで、気になりつつ落としてしまったので、今さらなんですが、この意見に対する答えは前半部分しか答えていないと思います。「等」には具体的に何が含まれるのかだけの答えになっています。今、利用者数のお話がありました。この方は、「含まれているのか」というところよりも、後半に対して答えてほしいのではないかと、直感的にそのように思いましたので、こちらも答えるべきなのかなと思いました。

○植松委員長 承りました。もっと多くの人に区立図書館を使っただけ、そのためにサービスの問題点を抽出し、向上させるための方策を考えようというのが、この委員会のミッションであります。2のご意見そのものを最初から我々がやってきたと言えればそういうことではないか

と思っております。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局のほうからご連絡をお願いいたします。

○事務局（染野谷） 事務連絡でございます。会議録の作成に2週間程度要します。でき上がりましたら、各委員の方には校正をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○植松委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますか。

委員の皆様には長期間にわたりましてご議論いただき、貴重なご意見をいただきました。つたない司会でしたが、報告書をまとめることができました。ご協力ありがとうございました。

6 閉会

○植松委員長 それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。

本委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(20 : 15)